

TBエンジニアリング行動計画

1. 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日

2. 内 容：

目 標	1) 年次有給休暇付与日数、増加率の見直し							
	(単位:日)							
	入社年目	1	2	3	4	5	6	7
	付与							
	現行	10	13	14	16	18	20	←
	変更案	10	17	18	19	20	←	←
	法令	10	11	12	14	16	18	20
	2) 年次有給休暇繰越日数の見直し							
	60日まで繰越可能とする（現行40日）							
	3) 傷病介護安心休暇（消滅する年休をさらに事由限定で取得できる休暇）							
	取得事由に、「不妊治療のため」を追加							
	（現行、傷病および介護のみ）							

- 対策
- 2023年3月～ 制度設計を検討
 - 2023年4月～ 施行